

○財務省告示第六十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十一年二月二十三日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年三月四日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
九
一
十
五
条
第
一
項、第百三十六条第
一
項及び第百三十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

三 振替法の適
用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二											十 一	十 発
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額		償 還 期 限	行 争 入 札 発	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格			

平成二十一年二月二十三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額金百円につき百円	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十一年五月二十五日					十三銭八厘一毛	額金百円につき九十九円九	の応募価格	十三銭七厘五毛以上のそれぞれ	額金百円につき九十九円九	平成二十一年二月二十三日	する。	額の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金
--------------	---------------	------	-----------	----------	----------------	----------------	--------------	--	--	--	--	---------	--------------	-------	----------------	--------------	--------------	-----	----------------	----------------